教育民生常任委員会

平成30年12月17日(月)

教育民生常任委員会

定例会名 平成30年第4回定例会

招集日時 平成30年12月17日(月) 午前10時00分

招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長 須藤 京 子 副 委 員 長 藤 田 尚美 委 員 鈴 木 かずみ IJ 石 原 幸雄 IJ 柳 井 哲 也 板 倉 IJ 香 子 山本伸 IJ

欠席委員 なし

出席説明員

市 長 根本洋治 本 副 市 長 滝 昌 司 教 育 長 谷 染 郁 夫 保健福祉部長 Ш 上 秀 知 井 教育部長 Ш 聡 教育委員会次長 杉本 和 也 教育委員会次長 飯 野 喜 行 教育総務課長 川真田 英 行 教育総務課学校建設対策監 孝 司 佐藤 指 導 課 長 豊 嶋 正 臣 放課後対策課長 茂 男 吉 田 手 文化芸術課長 賀 幸 雄 生涯学習課長 野 祐 則 中 スポーツ推進課長 齋 藤 勇 国体推進課長 横 田 武 史 中央図書館長 関 達彦 社会福祉部次長 藤 田 幸雄 社会福祉部次長 小 Ш 茂 生 社会福祉課長糸 賀修こども家庭課長結 束 千恵子保 育 課 長中 山 智恵子高齢福祉課長川真田 智 子健康づくり推進課長内 藤 雪 枝医療年金課長石 塚 史 人

議会事務局出席者

 書
 記
 栁 橋 克 栄

 書
 記
 中 根 敏 美

平成30年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

議案第	6	5号	牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
議案第	6	7号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について
議案第	6	8号	平成30年度牛久市一般会計補正予算(第2号)
			別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第	6	9号	平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第	7	1号	平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第	7	2号	平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
決議案第	,	3号	非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について

午前9時56分開会

○須藤委員長 皆様、おはようございます。

時間前ではございますが、皆様おそろいのようでございますので、ただいまから教育民生常任 委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次 長2名、教育総務課長、教育総務課学校建設対策監、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、 生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長2名、社会福 祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であり ます。書記として、栁橋君、中根君が出席しております。

なお、執行部により議案第68号の参考資料の配付依頼がありましたので、これを許可し、机 上に配付しておきました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第 67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算(第2号)

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

決議案第 3号 非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について

以上7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたしま す。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

まず、議案第65号牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第65号について提案者の説明を求めます。教育総務課長。

〇川真田教育総務課長 おはようございます。教育総務課川真田です。よろしくお願いいたします。

議案第65号について、御説明いたします。

議案第65号は、牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例でございます。

現在、中根小学校内に設置している第一幼稚園を、ひたち野地区に移転新設することに伴い、 位置及び定員について改正するもので、位置については新設されるひたち野うしく中学校の隣接 地である東猯穴町1341番地の62、定員については、現在の運営状況に合わせて70名に改 正するものです。

○須藤委員長 これより、議案第65号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある

方は御発言願います。鈴木委員。

〇鈴木委員 おはようございます。

そうしますと、公立第一、第二幼稚園合わせて何名の定員になるのか、そして私立のほうが何 名になるのかを確認したいと思います。

- **〇須藤委員長** 教育総務課長。
- ○川真田教育総務課長 公立については、第一、第二とも70名ずつで合わせて140名、1学年が35名という形になっております。申しわけありません、私立について今ちょっと資料のほう持ち合わせておりません。
- ○鈴木委員 私立のほうの数がわからないということなんですが、公立幼稚園を新しく新設するということで、今までの定員数は70名で足りていたけれども、新しくすることによってまたふえるというか、そういう予想はなかったのかどうかということについて確認したいと思います。
- **〇須藤委員長** 教育総務課長。
- ○川真田教育総務課長 この第一、第二幼稚園、公立として存続するかどうかについては、2年、たしか2年前だと思うんですが、幼稚園運営協議会を開いて議論をした経緯がございます。その際には、子ども・子育て支援制度の量の見込みに基づいて、その第一、第二がなくなってしまうと若干足らなくなるかなという見立てをしておりまして、その当時岡見町のほうに1園あった幼稚園が閉園するというのもわかっておりましたので、そのあたりで、ただ第一幼稚園の140名の定員は要らないということで、その時点でもう既に70名の実質的な運営をしておりましたので、そういった見立てをしております。ちなみに、今年度の募集を行ったんですが、第一については35名、一旦36名まで膨らんだんですが、今現在35名ということで、あっという間に満杯になってしまいました。第二については、今現在ちょっとまだ募集した段階では18名ぐらいという状況でございます。以上です。
- ○須藤委員長 そのほかございませんか。山本委員。
- **〇山本委員** 山本です、よろしくお願いいたします。

これ、第一幼稚園が移った後、中根小の跡地というんですか、その後の建物はどういうふうに 利用するのかをちょっと確認したいと思います。

- 〇須藤委員長 教育総務課長。
- ○川真田教育総務課長 山本委員の御質問にお答えいたします。もともと、第一幼稚園の移転に絡んで、中根小学校の児童数がふえてくるという予測が立てられた中で、教室不足が発生するというところからも始まっておりますので、動いた後の部屋については、教室として使います。中根小のほうでもしかすると特別支援学級でもいいかなというちょっとお話も出ておりますが、実際には4月の段階でどう割り当てするか。来年度については、今の36学級から1学級ふえる予定ということで見込んでおります。以上です。
- **〇須藤委員長** 山本委員。
- **〇山本委員** そうなりますと、教室を使うということで何か補修というか、そういう費用が発生 してくるのかどうかというところ、教えてください。

- **〇須藤委員長** 教育総務課長。
- **〇川真田教育総務課長** 費用のほうなんですが、中根小のこの部屋に関しては教室としての装備をしておりますので、通常改造するとなると黒板つけてあと後ろにロッカーというのが大体パターンですが、どちらもありますので、特に費用は発生しないと思います。
- ○須藤委員長 ほかにございますか。藤田副委員長。
- ○藤田副委員長 おはようございます。

それでは、職員体制について、第一が今140から70名ということで、今現在の職員体制と、70名になった後の職員体制、ありましたらお願いいたします。

- **〇須藤委員長** 教育総務課長。
- ○川真田教育総務課長 今現在の職員の体制としましては、正規職員が2名ずつで4名ですね、第一、第二、それぞれ2名ずつおります。今年度新規採用職員で2名採っております。非常勤職員が第一のほうがフルで2名、フルタイムで行ってくれる方2名、プラスちょっと特別支援的なお子さんに対応するために支援員を1人つけていると。第二のほうは、基本的にフルの方が2名、あとちょっと子供たちのいる時間帯だけいていただくという方を1名加えております。ちょっと特別支援的なお子さんの人数の関係もございます。そのほかに支援員が1名という体制でございます。以上です。
- ○須藤委員長 ほかにありませんか。石原委員。
- **〇石原委員** この幼稚園に関して、じゃあ1点だけ確認したいのですが、給食、園児の給食の体制というのはどうなっているのか、これを1点確認したいと思います。
- 〇須藤委員長 教育総務課長。
- ○川真田教育総務課長 まず、第一幼稚園については、新設された後については最終的には中学校と渡り廊下でつながりまして、中学校の給食室でつくったものを運ぶ予定です。ただし幼稚園のほうが1年早くでき上がりますので、1年間についてはひたち野小までちょっと階段のぼるんですが、通っていただくということを考えております。
- ○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○須藤委員長 以上で、議案第65号についての質疑及び意見を終結いたします。 次に、議案第67号牛久市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 議案第67号について、提案者の説明を求めます。スポーツ推進課長。
- ○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤です。よろしくお願いいたします。 議案第67号牛久市公園条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

現在、牛久運動公園では武道館を建設中でございます。こちらの武道館が3月に完成をいたしまして、この条例を改正して条例案の料金表のとおり料金を定め、4月1日から市民の利用に供するための改正でございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第67号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

よろしいでしょうか。

以上で、議案第67号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号平成30年度牛久市一般会計補正予算(第2号)別記記載の当該委員会の 所管事項についてのみを議題といたします。

議案第68号について提案者の説明を求めます。教育総務課長。

〇川真田教育総務課長 議案第68号平成30年度牛久市一般会計補正予算の主な、教育総務課 所管の主なものについて御説明させていただきます。

まず、7ページになります。

第3表、債務負担行為補正の中から、7ページの行数にすると下から20行目なんですが、大体真ん中よりちょっと下という形です。平成31年度小学生通学用ヘルメット購入ということで、1,820万5,000円の債務負担補正になります。こちらにつきましては、平成31年度の小学校新入学児童及び在学児童への徒歩通学用のヘルメット無償配布を実施するための債務負担行為予算の計上でございます。

続きまして、13ページになります。

上から3つ目の表の中での一番下の行になります。中学校費国庫負担金7,067万1,000円、公立学校施設整備費国庫負担金の補正になります。こちらはひたち野うしく中学校校舎及び体育館新築事業に係る国庫負担金の交付額が決定したことによるものでございます。校舎分として5,801万6,000円、体育館分として1,265万5,000円となっております。

その下の国庫補助金の3行ある中の一番下になります。中学校費補助金426万5,000円、 消防防災施設整備費補助金になります。こちらについては、ひたち野うしく中学校敷地内に設置 いたします防火水槽について国庫補助を受けまして補助採択されたことによる補正で計上でござ います。

続きまして、15ページ。上から3つ目の表になります。諸収入の雑入になります。雑入の説明欄で一番下の行に、スポーツ振興くじ助成金2,373万1,000円がございます。こちら2つの事業が合わさっているんですが、そのうちの2,019万8,000円分が教育総務課予算として、ひたち野うしく中学校のテニスコートの人工芝化事業におきましてスポーツ振興くじ助成の採択を受けることができたことによるものでございます。補助率は10分の8になります。続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

25ページをごらんください。

上から4つ目の表で、小学校費になります。その2段目の教育振興費、要保護・準要保護の就学を補助する、及び中学校費のほうにも同じく3つ目の事業として要保護・準要保護生徒の就学を援助するがございます。こちらの2つの事業につきましては、要保護・準要保護の児童生徒数が当初見込みよりふえたことに伴う増額補正でございます。

続きまして、中学校費の上の行のまず0104、中学校施設を改修するの工事請負費として300万円上がってございます。こちらについては、下根中学校のほうで来年生徒数の増が予想されておりまして、そのピークを乗り越えるために3室分の改造費を上げてございます。

続きまして、27ページをごらんください。

上から2つ目の表で、保健体育費の一番下の行になります。学校給食費、自校式学校給食を運営する、こちらの報酬の増額については、栄養士の人事異動によるアップの額となっております。 教育総務課の主なものは以上です。

- ○須藤委員長 スポーツ推進課長。
- ○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の主な補正予算について、説明させていただきます。 まず、予算書13ページ上段をごらんください。

教育使用料、保健体育使用料の運動公園施設使用料の350万円の減額につきましては、50メートルプールを閉鎖したことによりまして子供プールだけの運用となりました関係で、入場料を無料化したことによる減額でございます。

続きまして27ページをごらんください。

27ページ中段、10教育費6保健体育費2体育施設費0102牛久運動公園を維持管理する、 この550万円の減額につきましては、運動公園の50メートルプールを閉鎖したことによりま す電気料、水道料、下水道使用料の減額でございます。

2つ目、牛久運動公園プールを運営する委託料の714万1,000円の減額につきましては、50メートルプールを閉鎖したことによりまして委託料が少なくなっておりまして、その分の減額でございます。

続きまして、0114牛久運動公園プールの上屋を解体する、こちらの解体撤去工事費6,6 60万円につきましては、ドームの上屋の鉄骨にさびが発生し、現在でも破片が落下している状況で危険な状況でありまして、解体撤去工事を行うための増額計上でございます。

スポーツ推進課分は以上でございます。

- **〇須藤委員長** 国体推進課長。
- **〇横田国体推進課長** 国体推進課の横田でございます。よろしくお願いいたします。

国体推進課所管事業の主な補正予算について、御説明いたします。お手元の資料の26、27 ページをごらんください。

款10教育費項6保健体育費目1保健体育総務費0116国民体育大会の開催を準備する事業の1報酬費220万7,000円の増額補正でございますが、これは平成30年度4月に当課の人事異動によりまして5名から3名の会員になったということと、その3名のうちの1名が非常勤職員となりましたので、年度内の報酬額の不足分を補正するものでございます。主な事業は以上でございます。

- **〇須藤委員長** 社会福祉課長。
- ○糸賀社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課、糸賀です。よろしくお願いいたします。 社会福祉課所管の補正の主な内容につきまして御説明いたします。
 - 18ページ、19ページをごらんください。

款3項1目4の0104特別障害者手当等を給付するにつきましては、特別障害者手当の対象者の増加に伴います増額補正でございます

同ページ款3項1目7の0101障害者へ介護給付費等を給付するにつきましては、障害福祉サービス利用の増加に伴います扶助費の増額補正、及び平成29年度の精算に伴います国庫返還金の計上でございます。

同目 0 1 0 4 障害者へ補装具を給付するにつきましては、補装具の給付件数の増加に伴います 扶助費の増額補正でございます。

同ページ、款3項1目9の0105障害者へ日常生活用具を給付するにつきましては、ストマ 等の日常生活用具給付費の増加に伴います補正でございます。

同目 0 1 1 1 障害者の日中の一時支援を実施するにつきましては、日中一時支援サービス利用者の増加に伴います増額補正でございます。

20ページ、21ページをごらんください。

款3項2目2の0103障害児給付費を支給するにつきましては、児童発達支援や放課後等でサービス利用者の増加に伴います増額補正でございます。

なお、扶助費の増額に伴いまして国庫負担金、県負担金の歳入につきましても同様に増額計上してございます。

また、住居確保給付金事業を実施する、臨時福祉給付金を精算する、障害者自立支援医療費を 給付する、生活保護の相談と認定をする、及び生活保護費を支給するにつきましては、平成29 年度の精算に伴います国庫返還金を計上してございます。以上でございます。

- ○須藤委員長 こども家庭課長。
- **〇結束こども家庭課長** おはようございます。こども家庭課結束でございます。

こども家庭課所管の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、お手元19ページをごらんください。

このページに2つの大きな枠がございますが、下の枠をごらんください。

款が3、民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0102家庭児童相談を実施するにつきましては、母子生活支援施設の入所世帯が1世帯から年度途中であります10月に2世帯となりましたことに伴います扶助費の増額補正でございます。また、扶助費の増額に伴う歳入につきましてもあわせて国庫負担金を増額計上してございます。

続きまして、同じく19ページ、款が3、項が2、目が1、0110子育で広場を運営する、 その下0113子育で短期支援事業を実施する、またその下0114子ども・子育で支援事業計 画に基づき子育で支援するの3事業につきましては、いずれも平成29年度の精算に伴います返 還金として計上してございます。以上でございます。

- 〇須藤委員長 保育課長。
- 〇中山保育課長 おはようございます。保育課中山です。よろしくお願いします。

保育課所管の補正予算について御説明いたします。まず、歳出の主な項目のみ御説明いたします。

補正予算書20、21ページをごらんください。

1つ目の表、款3民生費項2児童福祉費目3保育園費、0106民間保育園の運営を支援する、

19負担金補助及び交付金、補助金2件の増額補正につきましては、今年度新たに導入された補助金で、業務効率化推進事業補助金225万円は、保育士の業務の負担軽減を図るため、保育園におけるICT化を行うためのシステム導入に係る補助金で、現在3つの園で導入が予定されております。

次に、事故防止推進事業補助金227万1,000円は、保育園における事故防止のための備品の購入等の費用に係る補助金で、午睡の際の監視器具等を4つの園において101人分購入を予定しております。

23償還金利子及び割引料661万4,000円の増額につきましては、還付金で平成29年度の延長保育事業、幼児保育事業等4事業の補助金の事業実績確定に伴う精算金となります。

その下、0107公立保育園施設を維持管理する、11需用費173万1,000円の増額補正につきましては、公立保育園4園の施設運営のための光熱水費で、主に夏の時期におけます空調機の使用料がふえ、不足が生じる見込みとなったため補正するものです。

24、25ページをお開きください。

下から2つ目の表、款10教育費項4幼稚園費目1幼稚園費0106民間幼稚園の運営を支援する、23償還金利子及び割引料431万2,000円の増額につきましては、還付金で平成29年度の民間幼稚園運営費負担金と一時預かり事業補助金の事業実績確定に伴う精算金となります。

これと伴いまして、歳入予算の補正ですが、民間保育園の補助金の追加補正に伴うもの、平成29年度の児童保護費等交付金と保育園に係る一時預かり事業の事業実績確定に伴う追加交付を計上しております。以上となります。

- **〇須藤委員長** 高齢福祉課長。
- **〇川真田高齢福祉課長** 高齢福祉課の川真田です。

高齢福祉課所管補正予算の主なものについて、御説明いたします。どうぞよろしくお願いいた します。

19ページをごらんください。

上段0103養護老人ホームの運営を支援する、91万3,000円につきましては、当初3名で計上していたところ、5月に新たに入所となった方がいるため、措置費4名分としての増額補正となります。

次に、その下、0101介護保険事業特別会計繰出金947万4,000円につきましては、 介護保険事業に従事している職員の人件費に関する増額分を特別会計に繰り出すものとなってお ります。以上となります。

- ○須藤委員長 健康づくり推進課長。
- **〇内藤健康づくり推進課長** 健康づくり推進課内藤です。よろしくお願いいたします。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

- 21ページをごらんください。
- 21ページ、3つ目の表になります。款4項1目3母子衛生費0109子育て世代包括支援セ

ンターを設置し利用者支援事業を実施する、51万3,000円の補正予算を計上しております。 こちらにつきましては、平成29年度母子保健衛生費国庫補助金の精算による返還金となっております。母子衛生費補助金の対象事業は、産後ケア事業及び産婦健診事業でありますが、産婦健診の受診者が見込みより少なかったことによるものです。以上です。

- **〇須藤委員長** 医療年金課長。
- **〇石塚医療年金課長** 医療年金課の石塚です。よろしくお願いします。

当課所管の説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうで13ページをごらんください。

下から3ブロック目の国民年金事務取扱交付金、こちらは歳出のほうでも補正してあるんですが、12月から産休の職員の代替ということで非常勤を任用した分として56万3,000円の補正になっております。

一番下のブロックの上から一番上の医療福祉費自補助金、こちらは前年度の精算による追加交付分として190万5,000円、その2つ下の高齢者医療制度円滑事業費補助金、こちらシステム改修分といたしましてそれに対する補助金として324万円の増額補正となっております。

続きまして、歳出のほうが19ページをごらんください。

上のブロックの下から3番目、国民年金被保険者の資格等の届け出を維持する、こちら先ほど申し上げた非常勤職員の任用に基づく増額になります。

その下、国民健康保険事業と後期高齢者医療の特別会計繰出金、こちらは当会計の補正に基づきまして増額補正をするものとなっております。以上です。

- **○須藤委員長** それでは、これより議案第68号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。
- ○石原委員 補正予算に関しまして大きく2点ほどお尋ねをいたします。

まず、ヘルメットの関連でございますが、この補正予算書には先ほど課長から説明があったようにきちんと載せられているんですが、開会初日に行われました市長説明要旨の中にはその部分について一切触れられていないんですね。全協でもいろいろ話題になりましたし、議員の中にもいろいろと賛否両論がある中で、どうして市長説明要旨の中でこの問題が触れられていなかったのかについて、お尋ねをいたします。

それからもう1点でございますが、運動公園のプールのドームの解体の件でございます。これを解体するということで、6,660万円の計上ということでございますが、これは予算を計上するのに見積もりを何社からとったのかということ。当然これから入札が行われるというふうに思いますが、これはいつごろ入札を執行する予定であるのかということ。それから、これは一般競争入札の形式で行う予定なのか、それとも指名競争入札の形式で行う予定なのか。以上についてお尋ねをいたします。

- ○須藤委員長 スポーツ推進課長。
- ○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤です。よろしくお願いいたします。 石原委員の質問にお答えいたします。

まず、見積は何社とったかということでございますが、予算計上段階では1社いただいておりまして、これから追加で2社をそろえる予定でおります。

入札につきましては、議会で御承認いただいた後、至急ということで、1月中に入札ができればなと思っているところでございます。あと、金額的に4,000万円を超えますので、一般競争入札になります。以上でございます。(「委員長」の声あり)

○須藤委員長 ちょっとお待ちください。もう1点のほうは、先に、じゃあドームのほうの質疑を先に優先させていただきたいと思います。はい、石原委員。

○石原委員 今、課長のほうから入札、予算計上に際して見積もりを先に1社とってこの金額を計上したと。これから2社とる予定だということなんですが、どうして最初から3社なら3社とらなかったのか。何かこう、つけ足しみたいな感じがするんですが、その辺についてはいかがですか。

- ○須藤委員長 スポーツ推進課長。
- ○齋藤スポーツ推進課長 石原委員の御質問にお答えいたします。

つけ足しというわけではなく、ちょっと時間的に急いでおりまして、予算計上の段階では1社 になってしまいました。今後追加で2社見積もりをいただいて、入札の予定価格等を決めて進め ていきたいと思います。以上です。

〇須藤委員長 石原委員。

○石原委員 これは、指摘させていただきたいんですが、やはりこれだけの金額のものを予算計上するのに1社からしか、いかに時間がないとはいえ、1社からしかとらないというのはいろいろと大きな誤解を招く要因にもなりますので、今後においてはきちんと、幾ら忙しくても仕事でございますので、その辺のことを踏まえてきちんと3社なら3社、5社なら5社ときちんと見積もりをとった上で予算計上に臨んでいただきたいというふうに、市長、そう思うんですが、いかがですか。

○須藤委員長 市長にお尋ねも、今市長は監査のほうを受けておられたということで、監査員でしたっけ。(「会計検査院」の声あり)会計検査院がきょうお見えということで、そちらに対応されておられたので、今到着されておりますので、質疑のあれがわかりません、お分かりにならないと思います。それでは、副市長のほう。

○滝本副市長 じゃあ、ヘルメットの提案の説明のほう、回答させていただきます。

特に、説明をするしない、するということの検討はしておりませんで、それはもし必要だったとすれば申しわけないということなんですけれども、ただ全協のほうで説明させていただいたという部分がありましたので、ちょっとそこまで深く考えなかったということがございます。申しわけありませんでした。以上です。

〇須藤委員長 石原委員。

〇石原委員 お願いということで、今後十分に配慮していただきたいんですが、あれだけやはり 全協でも話題になったもので、私は率直に市長説明要旨を聞いたときに、あれなんで載っていな いのかなということを当然に不思議に感じたものですから、今後はその点を配慮していただきた いと。ああいう新しいこと、大きな事業をやるときにはきちんと、幾ら全協でお話をしたとして もきちんと市長説明要旨の中にあってしかるべきかなと率直に思ったものですから、御指摘をさ せていただきました。以上でございます。

- ○須藤委員長 ほかに、質問、御意見ありますか。山本委員。
- **〇山本委員** では、プールについて何点かちょっと質問したいと思います。

プールですね、最近の入場者数ですね。それと入場料の収入がどれぐらいあったのか、推移を お聞きしたいと思います。収支もわかりましたら、お願いしたいと思います。

あと、6,600万円の積算根拠というか、内訳というんですかね、内容を教えていただきたいと思います。まず、それをお願いいたします。

- **〇須藤委員長** スポーツ推進課長。
- **〇齋藤スポーツ推進課長** スポーツ推進課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

山本委員の御質問にお答えいたします。

プールの入場者数と入場料の収入の状況でございますが、平成27年度は1万8,000人、約1万8,000人が入りまして、430万円の収入。平成28年が1万4,000人弱入りまして、370万円の収入。29年は1万4,500人入場されまして、357万円の収入。ことしは、1万4,000人ちょっと切るぐらいの人数が入っておりますが、無料化ということで、収入はゼロになっております。

収支ということですが、委託料、プール監視の経費だけで毎年1,570万円程度出ておりまして、収入というか、もともと黒字にはならないという事業でございます。

あと、プールのドーム屋根の解体の積算根拠なんですけれども、まず解体の工法が、アーチ状の屋根がありまして、それを下のプールを壊さないように丁寧に壊していくような工法を考えておりまして、外側からクレーンで切断して一つ一つ外していくような、丁寧なやり方でプールが壊れないで、壊した後プールをずっと使えるような、工法で考えておりまして、そういった関係で解体費がちょっと割高に見えるような積算になっております。

まず、専門業者のほうから見積書をいただきまして、あとは建築住宅課の専門の一級建築士がおりますので、工法等をよく検討をして積算内容についてもよく検討して、経費を削りながら安全でこの後プールが20年程度使えるような、十分配慮しながら工事をやるような計画でおります。以上です。

〇須藤委員長 山本委員。

〇山本委員 今伺ったところでは、入場者数というのは年々減ってきているのかなと感じるところですが、この要因というか、もし分析みたいなものが、お考えというのかな、傾向を感じるものがありましたら教えていただきたいと思います。

〇須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 プールのほうなんですけれども、毎年確実に減っておりまして、日焼けを避ける傾向であったりとかいろいろあると思いますが、詳細な分析はしておりませんが、全体的にほかの市町村でも、佐沼サンビーチとかありましたけれども、あちらのほうでも県から無

償譲渡を受けた下妻市がその運用をやめるということを決めておりますので、全体的に利用客数 が減っている、もしくは海水浴場なんかも著しく減っているという話を聞いておりますので、日 焼けを避けて、そういった社会的な傾向があるのかなと思っているところです。以上です。

〇須藤委員長 山本委員。

〇山本委員 ありがとうございました。

それでは、あとはちょっと水泳授業という観点からちょっとお尋ねしたいんですけれども、ちょっと調べましたところ、この水泳授業という時間数は各都道府県が決めるものというふうに書いてあったんですが、そこの辺は確かなのかどうか。茨城県の場合、水泳授業というのが何時間というふうに決められているのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、市内の小中学校、昔は1校に1つプールがあって入っていたんですけれども、今はそういう形態ではないと認識しているんですが、そういうふうになった経緯というものですね。中学校は多分下根のほうに今行っていますけれども、そうなったいきさつというのがわかりましたら教えていただきたいのと、あと恐らく小学校は各学校で入っていると思いますので、岡田小学校以外は。その小学校のプールの耐用年数というんですか、今後の。それがわかりましたら、お願いしたいと思います。

あとは、水泳授業の時間数、茨城県で決まっている場合の、それに対して中学校、小学校で、 時間数がどれぐらいカバーできているのか。恐らく中学校は屋内を使っているのでほぼ天候にか かわらず入れると思うんですが、小学校の場合は屋外だと雨とか水温が上がらないと入れないと いう日もあるのかなと思われるので、その点のこの違いというのをちょっと教えていただきたい んですね。以上です。

〇須藤委員長 指導課長。

〇豊嶋指導課長 指導課豊嶋でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私から水泳授業の基準についてお答えいたします。

児童生徒が学校において学ぶ教育課程の基準等を示しました学習指導要領の解説体育編によりますと、各領域ごとの授業時数の配当に当たっては一部の領域に偏ることなく全部の指導がバランスよく行われるようにするとともに、領域別の授業時数の配当はある程度の幅を持って考えてもよいと示されております。したがって、茨城県では水泳授業の授業時数の基準を示すことはしておりません。また、学習指導要領解説体育編によりますと、水遊び及び水泳運動の指導については、学校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場がない場合にはこれらを取り扱わないことができるというふうにされております。実際に市内8つの小学校と中学校の昨年度の授業時数のほうを確認いたしましたところ、小学校におきましては多少のばらつきはございますが、9時間から12時間程度の実施時数でありまして、平均しますと10時間程度の実施になっております。この中で岡田小は先ほど委員から御指摘がありましたように、昨年度は運動公園プールを活用しております。中学校におきましては、牛久第二中学校が奥野小学校のプールを利用して、ほか4校は運動公園のプールを利用しております。こちらも各学校によりまして多少のばらつきはあるんですが、移動時間を含めまして6時間から12時間程度、平均いたしますと8時間程度

の実施時数となっております。

- **〇須藤委員長** 教育総務課長。
- **〇川真田教育総務課長** 山本委員のプールのそれ以外の御質問にお答えいたします。

まず、今の形の運営になった経緯ということなんですが、中学校が運動公園でまとめて入ると、小学校はそれぞれという形で、岡田小だけ今ちょっと事情によって違う状況ですが、やはりプールなんですが、屋外プールの場合特に使用期間が6月の末から夏休み入るまでということで非常に短期間であるにもかかわらず、やはり建設コストと維持管理コストがかかるという部分で、やっぱりそれを考えた場合に可能であればまとめて運動公園のほうにバスで運んでと、バスで移動して入ったほうが効率的であるというような判断から来ていると思います。ただ、小学校についてはそれを考えた場合に6学年あるということと、1年生、2年生とか、低学年のお子さんがバス乗り降りするというのはやっぱり年齢がいったお子さんよりも時間をやっぱり余計とられるというところもありまして、特に小学校については各校で運営していこうという方針でやってきていると思います。

耐用年数のほうなんですが、国庫補助のほうに一定の基準がありまして、30年とされております。そこからすると、今現状からいくと一番新しい牛久二小のほうでも26年経過しているというところで、ろ材であったりろ過システム等に整備をしながら使っているという状況でございます。

あと、岡田小の耐用年数ということでいくと、岡田小は実は昭和42年につくったプールでありまして、そこからいくと51年経過していると。当然その間全く手を加えていないわけではないと思います、はい。

〇須藤委員長 山本委員。

〇山本委員 詳しくお答えいただいてありがとうございました。

経緯はわかったんですけれども、今回運動公園プール、屋根を撤去すると屋外プールになるということで、入れる期間も短くなりますし、子供たちが水泳授業、これから中学校ですね、4校が今使っている中で、スケジュール管理というんですかね、先生方、雨の日は入れない、水温も上がらないと入れない、でも恐らくバスの段取りをとったりということで大変な御苦労をされると思うんですが、そこら辺難しくなるというところをどういうふうにお考えなのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

〇須藤委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 お答えいたします。

学校にプールがございますときは、プールの実施に当たっては学校は気温や水温、こちらを毎朝、あるいは朝天候が悪いときには授業時間まで休み時間ごとにプールまで水温をはかりにいったりしております。その中で1日授業の中身を流動的に組み立てている状態です。運動公園でプールの実施を行う際には、朝、学校は運動公園に電話をすることになります。運動公園の方からそのときの水温と気温のほうを聞きまして、実施が可能かどうか朝の段階で一日分を判断してしまいます。この日運動が困難であると判断した場合には既にバスのほうの予定は入れてあります

ので、管財課に学校から電話を入れてバスの予約を取り消すといった流れになります。ただ、学校の授業におきましては、朝のうちにその日1日分の授業内容は決まりますので、ある意味でいいますと職員はずっとこう悩みながら一日スケジュールを考える必要はなくなる状態です。

一方、水泳授業を1年間のうちにどれだけ実施できるかについては、もちろん屋根つきであるほうが予定どおり実施できるという可能性は高まるものと考えます。ただ、一般的な学校におきましては屋根つきのプールがないのが普通でございますので、教員にとってはこの予定授業時数のプールの授業が実施できていかないことについてはある程度予測された中で授業予定を組んでおりますので、さほどの負担はないものかなと考えます。以上です。

〇須藤委員長 山本委員。

〇山本委員 わかりました。それで、今回6,600万円の金額で屋根をとって、あとこの前の説明ではあと10年か20年は下のプールは使えるだろうというお話だったんですが、10年、20年たったときには恐らく使えなくなるということの裏返しでもあるので、そのときに市営プールを学校のプールとしても水泳授業でも使っているという観点から考えたときに、今後どうしていくのかということですね、プール。市営プールというものが1つの市で1つ持っていることも必要なのかどうかの観点も含めて、中長期的な観点で今後プールというのをどうしていくかというお考えはどなたにお聞きしたらいいのかわからないのですが、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 山本委員に申し上げます。今回のプールの解体ということが学校プールにも影響していることから水泳授業にも関係していることからそういう質問に至ったと思いますが、長期展望に当たって今それがどこまで検討できているかというのは、委員長としては把握しておりませんので、もしどなたか御返答ない場合は御容赦いただきたいと思います。よろしいですか。ない。はい、10年後と20年後ということですけれども、市長のほう、よろしくお願いいたします。

〇根本洋治市長 私、このプールを壊すとき、壊すべきかどうすべきかということで、プール、 どうしたらいいかということはもう私たち、教育委員会では私を中心として話した経緯がござい ます。

今のひたち野地区にあのようなプールがございます。そしてあの地域にあって、そしてもう1カ所、そういうプールをなくして東地区にどうだという話をしました。やっぱり今のプールは50メートルございます。50メートルは必要ないか、25メートルでもいいんじゃないかとか、もっと 少なくてもいいじゃないかということで、そういう話をしました。そして市営プールがどうだこうという話もした経緯もございますが、やはり地域的にもそういう何といいますか、1年中通して使える施設というのもこれも必要じゃないかなと、これも大きな町の魅力につながるのかなということで、いろんな検討をした、私は検討しました。ただやはりいろんな経費もかかります。それでいろんな問題もございまして、身近なものを改修しなければいけないということで、やってまいりました。そしてその中でもいろんなことの経緯ございます。ですから、そこ壊すんだったらもっと丁寧に壊すんじゃなくて、もっとざっくりいった壊し方によって経費が浮く分どうかという話をしましたが、やはりそれ相当のお金がかかるということでございました。

そして、ことし、去年ですか、一中のプールをずっと廃墟って今手つかずのプールがございました。ですから、ああいう、もうやっぱり子供たち、ああいう廃墟の何といいますかね、プールを見せておくというのは非常に子供たちの精神的にもよくないということを私は感じておりました。早くに壊せという話でいたしました。でもやはり今からどうなんでしょう、学校に個々のものをつくるより、ある程度バスとか利用して拠点に入ったほうが、そして年間スケジュールでやったほうが、どっちが効率的なのかなということも考えました。そういう意味では、とりあえず今は、まず今の屋根を壊して、それからあと10年後にどうなのかなという話も私たちもう準備しなきゃいけないんじゃないかということを話した経緯もございます。以上です。

○須藤委員長 ほかに。柳井委員。

○柳井委員 今、市長の話から全部ドームを壊しちゃったのがいいのか、あるいはいろいろ考えて屋根だけ撤去するということにしたという話がありました。この件で、ちょっとお聞きしたいのは、屋根を、通常建物を壊すのは解体業者で、解体した後に建築は建築業者がやるということになる、一般的なんですが、今回の場合、屋根を壊す業者とその後改修というんですか、修繕する業者は一緒なのかどうかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤です。よろしくお願いします。

屋根を壊して下の、例えばプールサイドをきれいに整えるとか、あとちょっと暖房に当たるような部屋もありましたので、そういうところをきれいにするとか、それまで含めて1本の工事で出す予定でおります。以上です。

○須藤委員長 ほかにありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 まず、ヘルメットに関してなんですが、これはきょう配られましたその経緯という 資料によりますと、10月25日に校長会で意見を聞いたと。それから11月21日にPTAの 役員が集まる会合で意見を聞いたということなんですけれども、これ学校全体には諮っていると いうふうに考えているわけですか、その校長会で話したということが。これ、学校現場で結構い ろいろ大変だと思うんですね。まず、置き場所がないと。現実にはもうロッカーがいっぱいだと か、机の横は給食袋だとか、廊下にもいろいろ置いてあるとか、そういう形で学校としての問題 もあるかと思われます。

また、このヘルメット、全員に着用させるということになるともう義務化されるわけで、そうするといやであってもやらなくちゃいけない。特に高学年、小学校の高学年になると髪型、おしゃれなんかも気にするようになるし、まあいやだ、いやであっても着用しなければいけない。その辺のことが指導とかいう形になると逆にいろんな問題が発生してくるのではないかなと危惧もするところです。

それから、親御さんたちに話は、これはPTAの役員に話したということなんですけれども、 やっぱり一部お話しをしましたところ、かなり反発もあるようですね。そういうことでどうなの かということで、今もうランドセル自体が重たいということで大変な問題になっているときに、 さらに頭にかぶせるということで、子供にとってどうなのかということも聞いておりますが、そ の辺で、要するに学校、保護者等にどれだけの説明をしてのことなのかどうか。それから、この 至った経緯ですね。県内全域でどういう状況なのかということもあわせて伺いたいと思います。 また、予算についてですね、伺います。

それから、プールのほうになりますけれども、6,660万円の算定の根拠ですね。その点について、伺いたい。ちょっとやはり不透明なんじゃないかという意見も聞いているわけなんですが、この先ほど1社に見積もりを出したという答弁がありましたけれども、その見積もりの仕方、誰がその見積もり選定したのか、どこかということはまだ伺っていないと思うんですが、その点について。1社だけだということですが、ちょっとその辺がちょっとどうなのかなという話もあります。この調査結果というのが出していただけるのかどうかですね。明確にならないと、なかなか市民の納得がいかないと思いますが、できればこの委員会の中で調査結果を出していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。とりあえず。

- **〇須藤委員長** 鈴木委員に申し上げます。調査結果というのは何の調査結果ですか。
- **〇鈴木委員** プールの 6,660万円を算定した調査をした、その調査書というのがあると思うんですよね、その入札に出したわけですから。どこに出したのかということも含めて伺います。
- ○須藤委員長 それでは、説明、答弁を求めます。教育総務課長。
- **〇川真田教育総務課長** 鈴木委員のヘルメットに関する御質問にお答えいたします。

ちょっと前後しますが、まず県内の状況について御説明いたします。

全員協議会のときにもお話ししたんですが、5月に県が調べた状況調査によりますと、導入している市町村は11市町村です。そのうちで市内全域での学校にやっている市町村が7市町村あります。名前を挙げますと、常陸大宮、坂東、茨城、大子、神栖、那珂、五霞というところです。そのうち、那珂市が半額補助、五霞町が500円補助ということで、残りの5つについては全額市負担という形になっております。

今回の債務負担の予算については、3,715円の単価で見ております。掛ける4,900、予備も含めて4,900個で上げておりますが、実際に今見積もりをさらに精査しまして、大体3,000掛ける消費税ぐらいのところまでいくんじゃないかなというふうに見込んでおります。それと、まず学校に対して、また親御さんに対しての説明ということですが、まず学校に関してはきょうお配りした資料にもありますように、10月の25日にまず校長会のほうでこの事業について御説明しまして、そのときやはり置き場という、置き場に困るという御意見もありました。確かにロッカーについても大きさが大きいところもあれば小さいところもございます。ただ、校長先生の中にも既にヘルメット実施済みの市町村からかわってこられた校長先生もいらっしゃって、ランドセルをあけた中に入れることで対応しているところもあるというようなお声も聞きまして、そういった対応もあるのかなというところで終わりました。

また、親御さん全員に対しての御説明というのはやはりちょっとできなかったんですが、PTAの役員さん、会長並びに役員さんが全員集まる、全校分が集まる11月21日の会合のとき、生涯学習センターの大講座室で五、六十人いらっしゃったかと、学校の先生も含めて五、六十人いらっしゃったと思いますが、そちらのほうで御説明させていただいて、同時に御意見も伺って

みたんですが、その場では特に反発するような意見はなく、サイズが成長とともに変わっちゃいますよねというお話はありました。ちょっと実物を示させていただきますと、これは全協のときにお手にとっていただいたと思うんですが、こういった形の自転車用の軽量のヘルメットになります。県が行ったアンケートの中でもやはり親御さんの理解というところで、重い、蒸れるという御心配が一番多いというふうにもう既に伺っております。そういった中で、予算的に許される範囲でなるべく軽量のもの、そして通気性のいいものというものを選んでみました。当然サイズについてもアジャスターがございますので、小さい年齢からある程度の年齢まで、アジャスターでフィットするという形になります。もちろんこれ2サイズありますので、大きくなったお子さんについては別の同じ形で別のものもございます。そういった中で、来年度、どうせやるなら来年度の新入生から導入したいというような決断になりましたので、今回、債務負担行為として計上させていただいたものでございます。

それとあと、義務化かどうかということなんですが、当然学校で全児童を対象に配るわけですから、もちろん指導として全員つけていただかなければ意味がないことだと思います。やはりきっかけといたしまして今年6月に発生した大阪北部地震のブロック崩壊で亡くなった事故も、あるいはやはり市内で危険箇所もいっぱいある中で、なかなか民地ということで対応も呼びかけはしておりますけれども、完全には進まないという中での自衛策の必要性というところでございます。

小学校、聞いたら校則というのはないそうですね。当然指導という形になってくるかと思いますが、全員着用を目指していきたいと考えております。ちなみに、神栖市のほうを見てきたんですが、やはりお話聞いてみると最初の一、二カ月は戸惑いもあって、何で歩くのにヘルメットなんだというところでちょっと違和感があるというふうには聞いているんですが、やはりそれを過ぎてしまうとシートベルトと同じで、やはりみんながかぶって一斉に帰るものですから、普通に小さいお子さんも6年生もみんな普通にヘルメットをかぶって帰っていく、また、帰った後も見ていたんですが、うちに帰って自転車を乗り出すときもそのヘルメットをかぶって自転車に乗り出すという状況が見えました。ちなみに、神栖市のやつは中学校と同じような、ちょっと重いタイプのヘルメットでしたが、やはりそういう状況が見えました。

他市町村から越してきている校長先生からもそういった状況を伺いましたので、最初の戸惑い はあるけれどもなれるかなというところであります。

あと、ちなみに全協のときの資料にもありましたが、道路交通法で保護者においては児童または幼児に自転車を乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないという 条文もありますので、努力義務が課されております。以上です。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 鈴木委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、運動公園 5 0 メートルプールのドーム上屋の現状でございますけれども、一度視察、ごらんいただいているかと思いますが、現在、もともとは可動式の屋根でございまして、真ん中が ぱかっとあいて空気が入れかわるような構造でした。それが台車が壊れたということで、脱落し たということで、閉め切って、閉鎖したまま運用してございました。そのアーチ形の屋根の支柱ですね、鉄骨の支柱、これが20本ございまして、そこに1本当たり4カ所の溶接箇所があると。そこが著しくさびていて、現状でも毎日ぽろぽろぽろぽろさびの破片が落ちて線状にプールサイドに落ちているような状況です。もし万が一地震等が発生した場合には、その揺れが増幅して、鉄骨の溶接部分に乗っかっているさびの固まり、そういったものが落下するんじゃないかという、危険があるということで、ことしの夏から運用をやめているところでございます。

この見積もりの6,660万円の算定根拠でございますけれども、先ほど言いましたように見積もりを民間業者からいただきまして、建築住宅課の一級建築士が厳しく査定をいたしまして設計書として積み上げて予算に計上した金額でございます。

あとは、調査結果ということですが、調査結果といいますか、現在の危険な状況に至るまでの写真ですとか、現状の写真、あとはつくば市内の建築設計事務所からいただいた現状の判定の評価、そういったものがございますので、それでしたら少しお時間をいただければ提出は可能でございます。以上でございます。

〇須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ヘルメットのほうで、子供の体に負担がかかるかどうかということについてはどのように考えているのかということを伺いたいのと、もう1点は、一部施工で様子を見るということができなかったのか。そういう判断がつかなかったのかどうかということを伺います。それから、今、6,660万円の算定の根拠の中の、判定の評価のついて、出せるということですが、どのぐらい、いつごろ出せるのか。この会期中にできるだけ早く出していただけるのかどうか。その点について、伺います。

○須藤委員長 それでは、スポーツ推進課長。ちょっとお待ちください。

鈴木委員からは、見積もりの根拠ではなく、この工事をすべきだということに至った判定の根拠ということでおっしゃっておられるのか、見積もりは、見積もりの仕方は御存じでいらっしゃいますよね。そこは判定の中に入っていない、判定というか積算の中に入っていないと思うので、どこの資料を出していただきたいというふうにおっしゃっているのか。その辺を明確にしていただきたいと思います。

〇鈴木委員 済みません。見積もりの何て表現したらいいかわからないんですけれども、見積もりの調書といいますかそれとその判定の評価とあわせ持った形で出していただけるのかどうか。

○須藤委員長 それでは、ちょっと委員長のほうから申し上げますが、判定のというのは先ほど答弁の中にあった、現状についてのいわゆるさびている状況とかそうしたものを指しているのだというふうに思っております。そうしたものは出せるのかということと、それからあと積算は、積算、いわゆる見積書そのものを当委員会に出すことはいかがなのでしょうか。ちょっと委員長としてはその辺の知識を持ち合わせていないので、そのものが出せるのかどうかということを委員としてはおっしゃっておられるというふうに思いますが、いかがでしょうか。一級建築士がその積算をしたということで、その資料は出せるのか、その点は御協議の後になるのか。それをまずスポーツ推進課のほうでは判断していただいて御答弁いただきたいと思います。スポーツ推進

課長。

○齋藤スポーツ推進課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

ちょっとまだ見積もりに関してはまだ入札前でございまして、入札にかける重要な積算資料でございますので、公表に近いような形でできるのかどうか、ちょっと私では判断いたしかねます。あと、解体の判定に至る、判断に至る、そこまでの写真、さびの状況の写真ですとか、鉄骨の強度の評価ですとか、そういったものは今ある文書をそのまま整理してわかりやすくお出しすることはできると思いますので、2日程度文書を整理するお時間をいただければお出しできると思います。以上です。

- ○須藤委員長 それでは、教育総務課長。
- **〇川真田教育総務課長** 鈴木委員のヘルメットに関する御質問にお答えいたします。

まず、重さということでしょうか、子供への負担は考えなかったのかというあたりなんですが、このヘルメットについては260グラム、カタログ上で260グラムとなっております。今、中学生がかぶっているヘルメット、あれ工業用のやつなので、多分400から500ぐらいあると思います。このアジャスターのベルトもないので、多分かぶってこうずるっと前にずれたりすれば視界なんかも塞がれるという可能性も、きちっと顎ひもで締めれば大丈夫だと思うんですが、そういったところもこちらのタイプはないのかなというふうに考えております。なかなか重さだけでいっても、実際手にとってもらわないとわからないと思うんですが、もともとロードレーサーを乗るためのヘルメットですので、当然軽量につくられております。

それと、一部でよかったのではないか、一部の学校でモデル的にという考えはなかったのかというあたりなんですが、確かに他の市町村を見ると一部の学校でだけ導入している市町村もあります。4市町村で9校ぐらいが学校独自の判断でやっております。ただ、そういったところというのは必ず学校で死亡事故が起こってきっかけでなっているというパターンが9分の7、残りの2つについては大震災等で崖崩れ等の危険箇所があったり、統廃合で導入したというところもあります。やはり事故が起こってから導入するのかどうかというあたりもあるかと思いますが、仮にモデル校という考えは今回は持たなかったわけなんですが、やはり学校の判断でやる場合は当然1校でという形でやっていくことはあるかと思うんですが、行政としてやる場合はやはり配った学校と配らない学校というのがあって、仮に同じような事故が起こって結果に違いが出てしまったというような事態が生じた場合にやはり取り返しがつかないというところがありましたので、やはり行政としてやる以上は配るんであればやはり全校一律にという考えを持ちました。

ちなみに、学校単位でやっているところもやはり全員にかぶらせるためにはPTA会費で出したり後援会費で出したりという、そういった形で負担をしているというところが多いと伺っております。以上です。

〇須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 済みません、ほかのところでちょっと2点ばかりお聞きしたいところがあるんですが、21ページのところの民間保育園の運営を支援するのところで、事故防止推進事業補助金ということで、午睡の監視費用ということなんですけれども、その具体的にどういうものなのかと

いうことについて伺いたいと思います。

それから、25ページのところの小学校、中学校の準要保護、要準保護の対象児童数がふえているということなんですが、それぞれについての数をお願いしたいと思います。

- 〇須藤委員長 保育課長。
- **〇中山保育課長** 鈴木委員の事故防止推進事業補助金の内容について、御説明いたします。

この補助金としましては、保育における重大事故については、睡眠中に多く発生しやすいことから主に事故防止のため活用できる備品ということで、今回こちらの補助の申請をしている施設からは、お昼寝のときにおなか等にセンサーを設置してその呼吸、何というんですか、呼吸とか心肺の動きとかを感知したもので、仮にそれが何か異常を感知したらアラームで保育士の手元の例えばスマホとかそういう通信機器にお知らせするということで、保育士のお昼寝のときの定期的な確認作業の軽減が図れるものとなっております。以上です。

- **〇須藤委員長** 教育総務課長。
- ○川真田教育総務課長 要保護・準要保護の児童についてなんですが、今現在11月末の審査結果状況を今手元に持っているんですが、昨年が小中合わせて414名だったんですが、要保護と合わせてです、要保護・準要保護合わせて414だったんですが、11月現在で432という形になっております。若干ふえております。以上です。

失礼しました。小中合わせてでございます。ちなみに、小学校は246から273、中学校が、中学校は若干減っておりますね。168だったのが159という形になっております。それと、この補正予算の要因としましては、実はこの間初めて入学準備金の前倒し支給というのも要因になっておりまして、予算上は前倒しするだろうということで、前年度にとっておいた方が一部は前倒しで請求せずに翌年度に請求するということで、年度がずれてしまうというところも当然増減の要因になっております。以上です。

- ○須藤委員長 そのほかありますか。藤田副委員長。
- ○藤田副委員長 ヘルメットに関連いたしまして、今まで入学時に交通安全母の会のほうから黄色い帽子を贈呈されておりました。4月にはヘルメットということで、その黄色い帽子はどうなるのかということと、月に何日間か高学年の子供たちはベレー帽とスカーフの登校日があります。ヘルメットが重要だということで今おっしゃられておりましたが、この交通安全の期間に対しての高学年の対応の仕方。あと、5月に配付ということで、では2年生から6年生までその期間はどうやって登校させるのか。ヘルメットがないわけですから、じゃあそのまま黄色い帽子で、1年生はヘルメットなのかというところ、他学年の対応をお願いします。おくのキャンパスの子供たちはバスを利用している子供たちもおりますが、その児童の子たちもヘルメットを着用してバスに乗る。ランドセルをしょう。そのような格好でバスに乗るのが安全なのかという、済みません、数点なんですけれども、よろしくお願いします。
- 〇須藤委員長 教育総務課長。
- **〇川真田教育総務課長** 藤田副委員長のヘルメットの御質問にお答えいたします。

まず、黄色い帽子については、最初の段階でどうするのかという話になったんですが、やはり

学校のほうとしても使う機会を通学ではなくて、仮にちょっとバスで校外学習ちょっと行くとか、 そういった際にも使うということで、引き続き使っていこうということで考えております。

そういうことで、2年生から6年生までについて、ヘルメットが納品される前、本来は4月1日に配りたいんですが、やむを得ずずれる期間については黄色い帽子でこれまでどおり対応いただくということで考えております。

また、ちょっとベレー帽、スカーフについては、これはちょっと対応のほう決まっておりませんで、やはりそういった啓発的な意味合いもあるでしょうからどうするのか、これはちょっと今後考えていきたいと考えております。

また、キャンパスバスでの着用については、奥野小での運用面でどうするかというのは学校に任せたいとは思うんですが、ただ基本的に使い道として何点か挙げた中に、やはり学校の教室に置いておいて仮に地震が起こったときの防災頭巾的な意味合いということも考える。また、家に帰ってから自転車乗り出す場面でも利用していただくということを考えると、やはり毎日学校と家の間をヘルメットについては行き来していただくということであるかと思います。バス停まで、大体お母さんが送ってはきますが、そこでつける機会があるかどうか、そこもちょっと個別の判断になってくるかと思います。

- ○須藤委員長 ほかにありますか。山本委員。
- **〇山本委員** じゃあ、私もヘルメットに関して何点か質問したいと思います。

子供の命を守るという点では、小学生だけでなく中学生にも関連してくるのかなと思うのですが、先ほどのお話でもね、新しいのは260グラム、でも中学生は400から500グラムというようなヘルメットであるということでした。今回の一般質問でも明らかになったんですけれども、中学生の自転車通学の割合が93%ということでしたので、中学生のほうがよりヘルメットをかぶることが大切なのかなと思うところなんですね。保護者の方からは、中学生のほうが制服やジャージ、いろんな金額的にもかかる中でのヘルメットの補助があればというお話もあるんですが、自治体では近隣では条例でそういう中学生のヘルメットを助成しているところもあるんですけれども、今後中学生にまでそういう無償配付というようなことのお考えは今の時点であるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。それから……。

○須藤委員長 山本委員に申し上げます。申しわけございません。私今指名したので、御発言は結構なんですが、もう2度目というか、発言を制限するつもりはございませんが、2回目ということで、ヘルメットは何度も出ておりますので、コンパクトにできれば時間をきちんとちょっと勘案していただいて、御意見を述べてもよろしいんですけれども、もう少し的確に御質問のほうをしていただければということで、基本的には1回質問されて再質問をとめているわけではなくて、また新たな質問という形になってしまうので、その辺を御協力いただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

〇山本委員 済みません、ちょっと知識がなくて申しわけございません。じゃあ、あと1つです。 通学路が危険ということで、180カ所危険箇所があったということなんですが、大阪で起き た事件というのは、これは建築基準法の異例の高さ、2.2メートルを超えていたということな んですが、これに該当するようなブロック塀がその180カ所の中にあったのかどうかというと ころを確認したいと思います。以上です。

〇須藤委員長 教育総務課長。

〇川真田教育総務課長 ヘルメット関連の御質問にお答えいたします。

まず、中学生にはということなんですが、現段階においては来年度については中学生は現行どおり、つまり各自購入いただくということで考えております、販売店等にも影響もあるかと思います。ただ、全協のほうでもお話ししましたが、実はこのヘルメット、SGマークというのがついておりまして、それが3年間の期限となっております。ということは、3年ごとには一応、安全性の面、実質的に劣化はするしないはともかくとして、一応安全性の担保というSGマークの期限は切れるということであります。逆に言えば6年生で配ったヘルメットはまだ2年間そのSGマーク上の安全性はあるということでありますので、来年度そのまま使うことは可能であるという状況でおります。その後、中学生全体に措置するのかどうかというのはちょっと今この場では私はちょっと申し上げられません。

それと、通学路の180カ所について、建築基準法と照らして危険かどうかということをやっているかというと、この180カ所については、学校の通学時の見守りボランティアの方であったり、先生方であったりに危険箇所、危険と思われる箇所として上げていただいた箇所でございまして、それについて呼びかけ等は行っている状況ですが、それぞれ専門の建築士が見て、また本当に鉄筋が入っていないかどうかとか、そういった確認まで行っているわけではございません。ちなみに、学校の施設については当然自分のところのものですので、確認をした上で一部わからない部分については、破壊検査を行って鉄筋が入っているというのを確認したところもございます。以上です。

○須藤委員長 よろしいでしょうか。市長。

○根本市長 そのヘルメットなんですが、皆さんよくブロック塀とか何か言われますけれども、でも震災があった場合はブロックもございますけれども、瓦もございます。あと壁の剥離もございます。それら全て行政、ましてや個人のお宅では対応できません。また、大風吹いたとき、何が飛んでくる、枝が飛んでくる、看板も飛んでくるかわからない。そういうものに対して、まず対応できることはまずございません。行政としても民間のところでも、まずそれはできません。でもそこで、そういうこと、なぜどのように子供たちの安全を守るのか。これが大きな行政のことだと思います。ある、私、何というかいろんな話聞きますと、これは政治パフォーマンスじゃないか、来年に向けてのいろんなパフォーマンスじゃないかという話を私は耳にしてきました。でもいいです。でもそういうパフォーマンスあっても子供たちの命が守れれば、それは私はいいのかなということで。1つでも早く、例えば来年の導入につけても、一部間に合わなかったらやめよう、次年度にしようという話ございますが、ただもし今発注するなら1年生だけでも4月入学式する時期に間に合うという話を聞きました。これはやっぱりそうしたら5月中には全生徒もできるという話も聞いておりますので、これだったら今発注したほうが、まして1年おくれてしまうより、1年でも早くそういう環境にするのが私は一番いいのかなと思います。そしてまだ3

年間猶予がありますので、そのヘルメットを今度中学生に行っても使えます、できます。ただ、 今中学生でも非常にかぶっている子供います。いろんな用品をそろえる、何といいますか、いろ んな牛久でも商店ございます。在庫もございます。そういうもののことを考えると、もうちょっ とそういうサイクルが回ったときを考えたほうが私はいろんな方面でもいいのかなということを 考えてこういう判断をしました。以上です。

○須藤委員長 それでは、以上で議案第68号についての質疑及び意見を終結いたします。 ここで暫時休憩といたします。再開は11時35分といたします。

午前 時 分休憩

午前11時35分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き、会議を継続いたします。

次に、議案第69号平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題 といたします。

議案第69号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

〇石塚医療年金課長 医療年金課の石塚でございます。

国保の補正について説明させていただきます。

今回の補正内容は、歳入歳出それぞれ7,394万8,000円を増額補正して、全体で86億1,207万6,000円とする補正になっております。

議案書の6ページ、7ページをごらんください。

補正の主な内容といたしまして、上段にあります歳入におきましては、国民健康保険税を収納 見込み額の下方修正によりまして6,417万6,000円減額する一方、前年度の国県の負担 金の償還等の歳出補正に伴いまして、一般会計からの繰り入れを1億3,812万4,000円 増額するものでございます。

歳出のほうでは、職員給与費が、これ課内の異動によりまして770万円の減額、保険税還付金が320万円の増額、償還金、こちら医療費の確定によりまして超過交付された分の返還なんですが、こちらが7,844万8,000円の増額となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第69号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある 方は御発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 以上で、議案第69号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案71号平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といた します。

議案第71号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

〇川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第71号平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の御説明をいたします。

歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ947万4,00 0円を追加するものです。

予算書の6ページ、7ページをごらんください。

先ほど一般会計で御説明いたしました繰出金947万4,000円を受け、下段の目一般管理 費、その下の目一般介護予防事業費について、それぞれ職員給与費の支出のために増額補正する ものとなっております。以上となります。

- **○須藤委員長** これより、議案第71号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある 方は御発言願います。鈴木委員。
- ○鈴木委員 債務負担行為の中で、地域包括支援センターの運営業務1億1,247万3,00 0円ということで載っておりますけれども、これは今年度中にもう一つふやすという予定だった のかどうか。債務負担行為に至った経緯、状況について伺います。
- **〇須藤委員長** 高齢福祉課長。
- **〇川真田高齢福祉課長** 鈴木委員の御質問にお答えします。

包括支援センターを1カ所ふやすということではなく、高齢者の人口がふえたことにより、規 定で決められた人数というのがあるので、職員数を今の職員数から、少々お待ちください、現在 12名いる職員をふやしまして15人で運用するものとなっております。以上となります。

- **〇須藤委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 そうしますと、あくまでもこれは職員をふやすためのということなわけですね。そうしますと、ふやすということの話はなかったのかどうかちょっと、その辺の状況はどうなんでしょうか。
- **〇須藤委員長** 高齢福祉課長。
- ○川真田高齢福祉課長 一応、条例でも決まっているんですけれども、高齢者の人数ですね、第 1号被保険者の数によって決められた人数というのがありまして、こちら上位法でも決められて いるんですけれども、専門職として保健師、社会福祉士、主任ケアマネ、この3名が1チームと して活動するようになるので、現在その保健師分が欠員というのもあるんですけれども、その方 も含めて増員して運営するという内容になっております。以上となります。
- ○須藤委員長 はい、よろしいでしょうか、はい。

以上で、議案第71号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第72号平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案第72号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課でございます。

後期高齢の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,717万6,000円を増額しまして、16億3,617万6,000円とするものとなっております。

議案書の6ページ、7ページをごらんください。

下のほうの、下の段ですね、歳出のほうで、医療費の負担金、これは市が広域連合に対しまし

て12分の1の負担分として年間6億円以上負担しているものなんですが、この前年度の、29年度の確定によりまして4,717万5,395円、こちらを追加で支払うことになりまして、それの歳出のほうでの増額補正、それに伴います歳入の繰入金の増額補正になります。以上です。 〇須藤委員長 これより、議案第72号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。よろしいでしょうか。

なければ以上で。討論。はい、山本委員。

〇山本委員 では、私のほうは、議案 6 8 号の一般会計補正予算案、こちらに対して反対いたします。

反対理由のところは、平成31年度の小学生通学用へルメット購入の債務負担行為補正についてです。

このヘルメットの無償配付という、子供たちの命を守るという大義名分の前にはにわかに反対 を掲げるわけではありませんけれども、私は牛久市に暮らす約5,000人、この小学生全員に かかわることを、先ほどね、資料をいただきました。しかしながらまだ一部の大人の考え、しか もトップダウンという印象は否めない、その決め方に問題があると考えます。

今、学校ではコミュニティースクールを進めて学校運営協議会を設置し、子供たちを取り巻く課題についてさまざまな方たちと話し合いを行っていく、そういった学校を目指していると認識しております。9月議会の折の教育長の答弁でも、「学校運営協議会では、例えば子供たちの通学路の危険箇所への対応が課題となった場合には、安全を確保するための方策や誰がその役割を行うかなどを話し合います。」そうお答えになっています。そうならば、今回のような小学生全員にかかわってくることも多くの方の意見を聞き判断していく、その過程が大切なのではないでしょうか。子供の命を守るためにはヘルメットが必要であるのか、さらに全員が押しなべてヘルメットをかぶり通学することを義務化するようなこと、その必要もあるのかを拙速に決めるのではなく、慎重に丁寧に検討していただきたいと考えます。毎朝、毎夕通学路で見守りをしてくださっている地域の方々のお力があるからこそ子供たちの安全が守られています。人には人が寄り添い、守ってくれる。その気持ちを子供たちには持ってもらいたいと私は思います。安全のためにヘルメットをかぶって通学する町よりも、ヘルメットをかぶらなくても安全な町、そんな町を市政を預かる市長には目指して再検討していただきたく、反対をいたします。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第65号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第67号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第71号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第72号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

- **〇須藤委員長** 挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。 ここで、執行部の方は退席されても結構です。
- ○須藤委員長 次に、決議案第3号非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議についてを議題といたします。

ここで、藤田副委員長に申し上げます。牛久市議会委員会条例第16条の規定により、除斥となりますので、退席願います。

決議案第3号について、意見のある方は御発言願います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で決議案第3号についての意見を終結いたします。 続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、決議案第3号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

決議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇須藤委員長 挙手全員であります。よって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。 それでは、ここで藤田副委員長の入室を許します。

着席のまま、暫時ちょっと休憩、お願いします。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

〇須藤委員長 次に、お手元にお配りをしております閉会中の所管事務調査報告書についてを議 題とすることをお諮りいたします。

閉会中の所管事務調査報告書について、議題とすることに御異議はございませんでしょうか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 異議なしと認め、よって所管事務調査報告書についてを議題とすることと決定いたしました。

ここで、暫時休憩して、書類のお目通しをお願いします。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

- ○須藤委員長 それでは、閉会中の所管事務調査報告についてを議題といたします。 この議題について、御意見のある方は、御発言願います。鈴木委員。
- ○鈴木委員 閉会中の事務調査ということで、ここまで調査報告が出されました。その後において、この議会としての決議案の提出を検討するということでありますが、その点についはどのようになるのかということについて伺います。
- ○須藤委員長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、閉会中の事務調査を8月30日に牛久運動公園プールがある運動公園ですね、牛久運動公園の事務室で執行部の出席を求め、そしてなおかつ関連する資料の提出をいただいた上で審議をいたしました。その結果が今回の事務調査の報告ということで、これを議長に提出するにしたいと思っております。

その中で、事務調査を受け、その後9月議会でこの件をどういうふうに扱うかということを皆様にお諮りをいたしました。そしてその結果として、今回の調査の結果を委員会としてどういう形で議会に報告するかというのは、調査報告とは別に、議会として委員会としての意見を申し述べるという形をとったほうがいいのではないかという御意見もあり、そうした方向で動いてまいりました。当初、その経過を3月議会にというふうに思っておりましたが、閉会中の審査は終了したら速やかに対応することが望ましいのではないかという、また委員からの御意見等もあり、今回こうした調査報告書をまず出し、そしてそれを受けてその調査報告書の中でこの当委員会としては現在の契約は31年度まで、そこにそれを、それに対して言及することはしないが、それ以降の契約についてはその調査の期間の間でも5年という期間が妥当なのか、それから金額も妥当だったのか等々の御意見もあったことから、そうした状況を踏まえ、議会の姿勢、次の契約のときには慎重な審査を、契約に当たるべきではないかというようなことで、これは委員の皆様の御意見を確認したところで今回の決議ということになった次第で、まずこの調査報告書を採決し、そしてそれを踏まえた上で決議書を提出し、そして決議書が皆様で議題としていいという御判断

をいただいた上で改めてまた御意見を伺い、そして討論を経た後、採決をし、そして委員会としてこの決議案に、議会最終日となりますけれども、決議案として議会に上程するということになります。ただ、委員会としての決議案というのは、議員個人名ということになっておりますので、それぞれの議員のお名前を決議案のところに署名していただいた上で最終日に決議案として提出するという流れになろうかと思います。以上です。

それでは、鈴木委員。

- ○鈴木委員 閉会中の事務調査ということでここまでやってきたということは、委員会としての 貴重な経験であろうと思うんですけれども、粛々と今委員長がおっしゃった方向に基づいてやっ ていくことがいいのではないかというふうに思います。
- ○須藤委員長 ほかに意見はありませんか。石原委員。
- **〇石原委員** 1点だけ確認をしたいんですが、これ最終日の本会議における委員長報告の中で、 この閉会中の事務調査報告ということについては、これが触れられるんですか、それともさらっ と流す形になるのかな。その辺はどうなんでしょう。
- ○須藤委員長 委員長といたしましては、この件も若干触れざるを得ないというふうに思って、中身について全部をというか、それでこの資料は議長宛てに提出いたしますので、議長がその後議場にいる各議員の皆様にはお配りいただけれるものと思料しておりますが、それは議長の御判断になろうかと思います。当委員会としては、この調査報告書を議長に提出させていただき、その後議長が各議員にこの調査報告書を配付するという手順になるのではないかというふうに推察しております。

それでは、以上で意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 なければ、討論を終結いたします。

それでは、閉会中の所管事務調査の報告書について、これを提出することに、採決をいたした いと思います。

採決は挙手により行います。

閉会中の事務調査を議長に報告することについては、原案のとおり決することに賛成の方の挙 手を求めます。

[賛成者举手]

〇須藤委員長 挙手全員であります。よって、閉会中の事務調査報告書は提出することといたしました。

それでは、次に、もう一つお手元に置いてあります運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約の締結を求める決議についてを議題といたします。

この決議についてを議題とすることをお諮りいたします。

牛久運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約の締結を求める決議についてを議題とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 よって、牛久運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約の締結を求める決議についてを議題とすることに決定いたしました。

牛久運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約の締結を求める決議についてを議題といたします。

この決議について、意見のある方は御発言願います。特にありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 なければ、以上で意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、牛久運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約の締結を求める決議について、採決いたします。

採決は挙手により行います。

牛久運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約の締結を求める決議については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、牛久運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約 の締結を求める決議については、原案のとおり可決されました。

なお、本決議、牛久運動公園等の施設運営に当たり適切なる契約の締結を求める決議について は、委員会提出の決議案として最終日に上程いたしたいと思います。

提出者は議員個人名となりますので、皆様の署名をお願いいたします。終了後にお願いをいた します。

確認事項ということで、裁判の係争事項については一切言及しておりませんので、その点は確認しております、はい。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時25分閉会